イ　構造　別添一１設計に関する標準業務一、二及び三における構造
ウ　電気設備　別添一１設計に関する標準業務一、二及び三における電気設備
エ　機械設備　別添一１設計に関する標準業務一、二及び三における給排水衛生設備、空調換気設備及び昇降機等

④　次のア及びイに示す業務を実施する管理技術者及び各主任担当技術者を配置できること。

また、上記③に示す分担業務分野以外の分野を追加する場合は、管理技術者の下で当該分野の担当技術者を統括する主任担当技術者を配置できることとし、当該分野の主任担当技術者は、以下の⑥、⑦及び⑨の要件を満たしていなければならないものとする。

ア　管理技術者については、設計業務の技術上の管理及び統括に関する業務。
イ　各担当業務分野の主任担当技術者については、管理技術者の下で担当技術者を統括する業務。

⑤　管理技術者及び建築主任担当技術者は、設計企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

⑥　管理技術者、建築主任担当技術者及び構造主任担当技術者は、一級建築士であること。また、電気設備主任担当技術者及び機械設備主任担当技術者は、一級建築士又は建築設備士であること。

⑦　配置予定の技術者が地方公務員である場合は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条第１項の規定を満たしていること。

⑧　次のアからエに示す要件を満たす管理技術者及び各主任担当技術者を配置できること。

ア　平成８年４月１日以降に、次のエに示す設計業務（新築施設の建設工事の完成・引渡しが完了したものであって、基本設計及び実施設計に携わったものに限る。）に携わった実績を有する管理技術者、建築主任担当技術者、構造主任担当技術者、電気設備主任担当技術者及び機械設備主任担当技術者であること。

イ　携わった実績については、次のエのうち、管理技術者並びに建築主任担当技術者及び構造主任担当技術者にあっては(A)の、電気設備主任担当技術者にあっては(B)の、機械設備主任担当技術者にあっては(C)の項目に該当する実績を有していること。

なお、海外での実績についても条件を満たしていれば実績として認めるものとする。

ウ　管理技術者及び各主任担当技術者は、それぞれ１名とし、互いに兼務することは認めない。また、入札参加表明に係る資料提出時点において、管理技術者又は各主任担当技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認資料を提出することは支障ないものとするが、いずれの候補者についても上記ア及びイの要件を満たしていなければならないものとする。

エ　実績要件

(A)　管理技術者、建築主任担当技術者又は構造主任担当技術者

ａ　建物用途　下記のイ）、ロ）、ハ）若しくはニ）のいずれかに該当する施設

イ）同種施設　事務所、庁舎
ロ）類似施設　事務室（上級室を含む）、会議室、研修室、人文科学系研究室及びこれらに類する室の合計面積（これらに付属する共用部分を含む）が当該申請施設の延べ床面積の過半を占める施設
ハ）複合用途施設１　「イ）同種施設」と認められる部分が、延べ床面積15,000㎡以上ある施設
ニ）複合用途施設２　「イ）同種施設」と認められる部分が、当該申請施設の延べ床面積の過半を占める施設

ｂ　構造　鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
ｃ　建物規模　延べ床面積15,000㎡以上

(B)　電気設備主任担当技術者

ａ　建物用途　(A)ａに同じ
ｂ　建物規模　(A)ｃに同じ
ｃ　工事種目　電灯設備及び火災報知設備

(C)　機械設備主任担当技術者

ａ　建物用途　(A)ａに同じ
ｂ　建物規模　(A)ｃに同じ
ｃ　工事種目　空気調和設備及び排水設備

⑨　管理技術者及び各主任担当技術者は、実施設計完了までの間、病気・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして発注者に承認された場合の外は、変更を認めない。

(4)　建設企業の参加資格要件　建設業務に携わる代表企業、構成員又は協力会社（以下「建設企業」という。）は、次の要件を満たすこと。

①　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における「建築工事」、「電気設備工事」又は「暖冷房衛生設備工事」に係る平成21・22年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

②　建設業務を複数の建設企業が分担して行う場合は、それぞれの建設企業が携わる工事に対応する認定を受けていること。

③　次のアからウの各工事に携わる建設企業は、関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成21・22年度一般競争（指名競争）参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、アからウに示す点数以上であること（上記①の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際の経営事項評価点数がアからウに示す点数以上であること。）。

ア　建築工事　1,200点以上
イ　電気設備工事　1,100点以上
ウ　暖冷房衛生設備工事　1,100点以上

④　次のアからウの各工事に携わる建設企業は、平成８年４月１日以降に、元請として完成・引渡しが完了した新築施設の建設工事（アにおいては躯体、外装、内装を含む建築一式、イ及びウにおいては工事種目についてのシステム一式）を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。ただし、アからウの各工事を複数の建設企業が共同して行う場合は、そのうち一者が当該施工実績を有すること。また、アからウの各工事を複数の企業が工区（ア建築工事の場合）又は工事種目（イ電気設備工事又はウ暖冷房衛生設備工事の場合）（以下「工区等」という。）ごとに分担して行う場合は、工区等ごとに工事を分担するそれぞれの者が当該施工実績を有するものとする。

なお、いずれの場合であっても、当該施工実績が平成８年４月１日以降に完成した国土交通省大臣官房官庁営繕部所掌の工事又は地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。）に係るものにあっては、評定点合計（工事成績評定通知書の記４．成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあっては、修正評定点）をいう。）が65点未満のものを除く。

ア　建築工事

(A)

ａ　建物用途　下記のイ）、ロ）、ハ）若しくはニ）のいずれかに該当する施設

イ）同種施設　事務所、庁舎
ロ）類似施設　事務室（上級室を含む）、会議室、研修室、人文科学系研究室及びこれらに類する室の合計面積（これらに付属する共用部分を含む）が当該申請施設の延べ床面積の過半を占める施設
ハ）複合用途施設１　「イ）同種施設」と認められる部分が、延べ床面積15,000㎡以上ある施設
ニ）複合用途施設２　「イ）同種施設」と認められる部分が、当該申請施設の延べ床面積の過半を占める施設